

といへど、略てそれをも於毛とのみもいへり。古事記取御母定湯坐若湯坐とも有乳のめやは、乳のめばにや也。此歌はもと逢し女はかれて、男の今乳母とことばして、他女をよばふこと有時、前の女の聞て、戯て贈れるなるべし。

〔枕草子〕すさまじきもの

さるべき人のみやづかへするがりやりて、いつしかとおもふもいとほいなし、ちごのめのとの、たゞあからさまといひるを、もとむれば、とかくあそばしなぐさめて、○下

〔源氏物語〕若菜三十四げにたゞひなき御身にこそあたらざらめと、つねにこの小侍従といふ御ちぬしをも、いひはげまして、世中さだめなきを、おとゞの君もとよりほいありて、おぼしをきてたるかたにをもむき給はゞと、たゆみなく思ひありきけり、

〔令義解後宮職員〕凡親王及子者、皆給乳母、謂若内親王嫁諸王、不在于給限也。親王三人、子二人、所養子年十三以上、雖乳母身死、不得更立替、其考叙者並准宮人、自外女堅、不在于考叙之限、

〔禁秘御抄〕一典侍

四人也、此職尤重、爲御乳母之人者、諸大夫女聽之、○中白川院御時、親子能信家者、父親國、無下者也、然而爲吉例、後白川院御時、朝子馬助兼永女、是左道、但不輔典侍歟、可勸、○中二條院御時源光保女爲御乳母、爲典侍、院御時高階清章女同之、但是等不慮法、向後定左道人多輔之、堀川院御乳母四人、其外不過二三人、近代花族御乳母左道出來歟、○下

〔日本書紀〕亦云、彦火火出見尊取婦人爲乳母、チオモ湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉、于時權用

他姫婦以乳養皇子焉、此世取乳母養兒之緣也、

〔古事記〕天皇命詔其后言、凡子名必母名、何稱是子之御名、○中又命詔、何爲日足奉、答白、取御母、定大湯坐若湯坐、宜日足奉、故隨其后白、以日足奉也、